

竜王町分別収集計画 (第7期)

平成25年5月

竜王町分別収集計画（第7期）目次

1	計画策定の意義	1
2	計画の基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類および当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	2
8	各年度において得られる分別基準適合物の特別分別基準ごとの量および容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	3
9	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	4
10	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	5
11	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）	7

1 計画策定の意義

「緑と文化の町」を標榜し、“人々が住みたくなる町・人と自然が共生する町”の実現をめざす竜王町として、快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済体制やライフスタイルを見直し、循環型社会の形成により日常生活の質の抜本的な転換が求められている。

そのためには、組織、個人等の社会を構成する主体がそれぞれの立場で自らに求められる役割を認識し、実践していくことが重要である。

本町では、昭和46年度において広域対応で設立された中部清掃組合による計画推進により、可燃物および不燃物の処理については早期から円滑な対応に努めてきた。殊に平成6年度に改修（改築）された能登川清掃センターや平成19年度に稼働した日野清掃センターの処理能力が大幅に増強されたことにより、それまでは処理対応できなかった大型の可燃物の処理や一般可燃物の処分に大幅な改善を図ってきた。

しかし、一般可燃物の4分の1を占めると言われる容器包装廃棄物の分別処理については、十分とは言えないが徐々に課題を解決しつつある。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき一般廃棄物において大きなウェートを占める容器包装廃棄物に関して分別収集を行い、更には3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進しながら、中部清掃組合の各施設により処分量の減量化推進と併せ、資源リサイクルを推進する意味からも、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を明確にした上で、具体的な推進方策を明らかにするとともに関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量や最終処分場を始めとする各廃棄物処理施設の延命化が図られ、資源循環型社会の形成を図るものである。

2 計画の基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を次に示す。

- ・地域特性を活かした資源循環型社会づくりを進める。
- ・住民参加によるごみ減量と資源リサイクル運動を積極的に進める。
- ・町民および関係者が一体となって、ごみの排出抑制と資源再利用化の取り組みを進めるとともに地域や各種団体活動、学校教育等の機会を中心にして環境教育の充実を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成26年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙パック、段ボール、ペットボトル、白色トレイを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

年 度	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)
容器包装廃棄物	176	176	176	176	176

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため下記の方策を実施する。なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力、連携を図る。

啓発活動等の展開

- ① 町内各区（地域）における集団回収の取り組み推進や小売店での店頭回収を呼びかける。
- ② 商品の過剰包装を抑制するため、小売店での包装の簡素化の推進や簡易包装を求める意識を啓発する。
- ③ 買い物袋を持参するマイバック運動を推進する。
- ④ 詰め替え可能な商品およびリターナブル容器を用いた商品を積極的に使用することを呼びかける。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類および当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本町は、2市2町で構成する中部清掃組合のメンバーとして、最終処分地の残余年数および能登川清掃センター、日野清掃センターでの資源化と再商品化計画を総合的に勘案して、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力の進捗度、町の施設、収集体制、収集機材等を勘案して、収集に係る廃棄物の区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空き缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料またはしょう油を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特例分別基準ごとの量および容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

分別収集する容器包装の種類	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
主としてスチール製の容器	14	14	14	14	14
主としてアルミ製の容器	14	14	14	14	14
無色のガラス製容器	38	38	38	38	38
	38	38	38	38	38
茶色のガラス製容器	31	31	31	31	31
	31	31	31	31	31
その他のガラス製容器	9	9	9	9	9
	9	9	9	9	9
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	2	2	2	2	2
主として段ボール製の容器	34	34	34	34	34
主として紙製容器であって上記以外のもの	0	0	0	0	0
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料またはしょう油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	33	33	33	33	33
	33	33	33	33	33
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの (うち白色トレイ)	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1

注：下欄の量は、左が指定法人による引取り、右が町独自に処理を行う予定量を示す。

9 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

※ 分別収集は、現行の収集体制を活用する。

容器包装廃棄物の種類		収集の分別区分	収集運搬段階	選別保管等段階	備考
缶	スチール	資源ごみ (空き缶)	委託業者による 指定日回収	委託業者	
	アルミニウム	資源ごみ (空き缶)		やまびこ作業所	
びん	無色ガラス	資源ごみ (空きびん)	委託業者による 指定日回収	委託業者	
	茶色ガラス				
	青色ガラス				
	その他ガラス				
紙	紙パック	紙パック	直営による指 定日回収	委託業者	菓子箱、 段ボール 箱は段ボ ールとし て回収
	段ボール	段ボール	委託業者による 指定日回収	委託業者	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による 指定日回収	中部清掃組合	
	食品用トレイ	白色トレイ	委託業者による 指定日回収	中部清掃組合	

10 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現在、委託業者を通じて空き缶、びん、段ボールについては民間処理施設で選別処理を行い、ペットボトル、白色トレイについては中部清掃組合で選別処理している。

今後、その他の紙製容器包装およびその他プラスチック容器包装の収集は、リサイクルセンターの増設等の状況を見据えて検討していく。

分別収集する容器包装	収集に係る分類の区分	収集容器	収集場所	収集者	中間処理
スチール	空き缶	資源回収袋	町内各地域ごみステーション	業者委託 4 t 車	民間処理
アルミニウム		資源回収袋	町内各地域ごみステーション	業者委託 4 t 車	やまびこ作業所
無色ガラス	びん	専用コンテナ	町内各地域ごみステーション	業者委託 4 t 車	民間処理 選別
茶色ガラス					
青色ガラス					
その他ガラス					
紙パック	紙パック	専用コンテナ	町内各地域ごみステーション	直営 2 t 車	民間処理
段ボール	段ボール	専用コンテナ	町内各地域ごみステーション	業者委託 4 t 車	民間処理
ペットボトル	ペットボトル	資源回収袋	町内各地域ごみステーション	業者委託 4 t 車	中部清掃組合 選別
その他プラスチック	白色トレイ	資源回収袋	町内各地域ごみステーション	業者委託 4 t 車	中部清掃組合

分別収集に必要な施設計画

〔排出段階〕

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様 (形状、形式、能力、数量等)	管理主体	参考 (現有施設状況)	
1 排出容器					
①ビニール製網袋	A 空き缶	材質：専用ビニール製網袋 (緑色) 容量：指定袋 1,000mm×1,700mm	竜王町	昭和 63 年 4 月から分別収集済。処理は、容器包装リサイクル法に準じたもの。	
②箱型プラスチックコンテナ	B びん (種類別)	材質：プラスチック 容量：カラーコンテナ 400mm×600mm×300mm 数量：ごみステーション 1 箇所当たり各 2～5 個 茶色ビン＝茶色コンテナ 青色ビン＝青色コンテナ 黒色ビン＝黒色コンテナ 無色ビン＝黄色コンテナ	竜王町		
③箱型ビニール製コンテナ	C 紙パック	材質：専用ビニール製コンテナ (青色) 容量：800mm×800mm	竜王町		平成 13 年 4 月から分別収集開始
④ペットボトル専用袋	D ペットボトル	材質：専用ビニール製網袋 (白色) 容量：指定袋 1,000mm×1,700mm	竜王町		平成 10 年 4 月から分別収集開始
⑤ビニール製網袋	E 白色トレイ	材質：専用ビニール製網袋 (黒色) 容量：指定袋 1,000mm×1,700mm	竜王町		平成 19 年 4 月から分別収集開始
2 集積場所	A～E	資源物専用ステーション利用 町有地におけるストックヤード利用	竜王町	ごみ集積所管理者による排出指導および容器設置状況の点検	

〔運搬段階〕

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様 (形式、数量等)	管理主体	参考 (現有施設状況)
1 専用車両				
①資源回収用パッカー車	A 空き缶 B その他紙	形式：最大積載量 4,000kg 数量：2台	竜王町	現行の収集計画を基本にして収集日を定め収集
②資源回収用平ボディー車	A ペットボトル B びん C 段ボール	形式：最大積載量 4,000kg (紙パックのみ2,000kg) 数量：1台	竜王町	平成10年4月から収集計画に基づき専用車両で収集
③資源回収用平ボディー車	A 紙パック	形式：最大積載量 2,000kg 数量：1台	竜王町	平成13年4月から収集計画に基づき専用車両で収集
④資源回収用平ボディー車	A 白色トレイ	形式：最大積載量 4,000kg 数量：1台	竜王町	平成19年4月から収集計画に基づき専用車両で収集

11 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

分別収集計画を実行あるものとするため、次の取り組みを進める。

- ・容器包装廃棄物が排出されたとき、分別区分と分別基準に従い適切に排出されるように各地区の地域環境整備推進員と協力して、住民の分別収集に対する意識高揚のための啓発活動を展開する。
- ・自治会、各種団体等の再生資源回収実施団体に対する支援を継続して行う。
- ・事業者が行う容器包装の自主的回収と資源化を推進するため、事業者に協力を促し併せて啓発活動を行う。
- ・竜王町美化推進協議会を継続実施し、より効率的な分別収集体系の模索とその展開を図る。

〔特記事項〕

竜王町における容器包装廃棄物に係る分別排出と収集、処理のフローチャートを以下に示す。

